

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年3月1日提出

高山市長 田中 明

記

No.	項目	内 容	
1	発生時期・場所	令和5年11月10日 午前10時40分頃 高山市天満町3丁目41番地1 (飛騨特別支援学校高山日赤分校敷地内)	
	事故の概要	後退した学校給食配送車によるビニール製庇の破損事故	
	相手方	[Redacted]	
	事故の種類	人 身	物 損 (ビニール製庇)
	被害総額・市の過失割合	—	165,946円・100分の100
	賠償金	—	165,946円
	内 保 険 金	—	165,946円
	訳 一 般 財 源	—	0円
専決年月日	令和5年12月28日 地方自治法第180条第1項		
2	発生時期・場所	令和5年10月8日 午前5時00分頃 高山市桐生町3丁目208番地 (高山消防署敷地内)	
	事故の概要	後退した公用車による駐車中の車両破損事故	
	相手方	[Redacted]	
	事故の種類	人 身	物 損 (フロントバンパー等)
	被害総額・市の過失割合	—	336,589円・100分の100
	賠償金	—	336,589円
	内 保 険 金	—	336,589円
	訳 一 般 財 源	—	0円
専決年月日	令和6年1月16日 地方自治法第180条第1項		

No.	項目	内容	
3	発生時期・場所	令和5年12月29日 午後0時30分頃 高山市清見町牧ヶ洞2145番地（道の駅ななもり清見）	
	事故の概要	屋根からの落雪による充電中の車両破損事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（ルーフ）
	被害総額・市の過失割合	—	29,150円・100分の100
	賠償金	—	29,150円
	内訳	保険金	29,150円
		一般財源	0円
専決年月日	令和6年2月16日 地方自治法第180条第1項		